

令和6年度 JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業 仕様書

1 業務名

令和6年度 JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業
(生野区・天王寺区 コミュニティビジネス事業)

2 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 目的

大阪市では、複雑多様化する地域社会が抱える課題を解決するために行う公共性の高いサービスについて、行政が中心となって担うのではなく、行政や市民、地域団体、企業などさまざまな活動主体との多様な協働（マルチパートナーシップ）による取組みを進め、活力ある地域社会づくりをめざしています。

本事業は、そのような活力ある地域社会をめざし、より多くの多様な世代の住民の交流を図るため、JR桃谷駅周辺地域における自転車利用の適正化事業を、地域資源を活かして地域課題の解決に取り組む住民参加型のコミュニティビジネスの手法により実施するものです。

4 実施場所

JR桃谷駅周辺の自転車等放置禁止区域（別図のとおり）

※放置とは、自転車等が道路（国又は地方公共団体が公共の用に供する道路のうち、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の付属物たる自転車駐車場以外の部分をいう。）に置かれ、かつ、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあることをいう。

※自転車等とは、主に自転車、電動アシスト自転車、電動自転車、50cc以下の原動機付自転車をいう。

5 配置人数・時間

(1) 配置人数 事業実施時は啓発指導員を2人以上同時に配置すること。

(2) 実施日 週4日程度（年間180日）

(3) 実施時間 1日3時間45分以上（分割も可）とし、1か月あたり52時間以上とすること。

(4) 休業日 年末年始（12月28日～1月3日）のほか、事業実施期間内に178日まで設定することができる。

6 実施内容

(1) 本事業の目的であるより多くの多様な世代の住民の交流を図るため、地域資源の循環を生み出しながら地域課題の解決を図る住民参加型の事業をめざす。

a.適切な人材の活用により地域資源の循環を生み出す。

b.地域住民及び地域団体等との良好な関係の構築・確保に取り組み、多様な市民活動団体などの協働の機会の創出のもと地域コミュニティの活性化をめざす。

(2) 受託者は、前項に定める日及び時間について、2人以上同時に啓発指導員を置き、「4 実施場所」において違法駐輪対策業務を実施するとともに、JR桃谷駅周辺の自転車盗が多発している傾向にあることを踏まえ、自転車利用者に対し盗難未然防止の啓発を行うこと。

また、平成29年8月より桃谷駅前商店街及び桃谷中央商店街の道路標識が「自転車を除き8時から22時歩行者等専用」に変更されたことから、商店街を通行する自転車運転者に対し、乗車マナーの啓発を行うこと。

なお、啓発活動には啓発チラシ等配布を含むものとし、啓発チラシ等広報物については、その内容を生野区役所地域まちづくり課（以下「生野区」という。）と協議の上、受託者が作成すること。

- a.自転車等を放置しようとする・している利用者への指導
- b.自転車駐車場（駐輪場）への案内・誘導
- c.放置自転車等の整理
- d.午前10時に生野区指定地点にて放置自転車台数調査を行う。
- e.自転車盗防止に向けた啓発
- f.桃谷商店街における自転車運転者に対する乗車マナー啓発

- (3) 緊急事態発生時には生野区への連絡、及び応急処置を講じること。
- (4) その他、生野区が指示すること。

7 啓発指導員の服務等について

- (1) 啓発指導員は、業務実施にあたって、生野区が承認した被服（帽子、腕章を含む）等を着用し、業務開始前及び終了後や休憩時間には着用しないこと。
- (2) 啓発指導員は、常に市民の視線を意識し、身だしなみや行動・言動には十分注意すること。
- (3) 従事時間中は、配置箇所をむやみに離れないこと。
- (4) 休憩時間を設ける場合は、交替で休憩をとり、従事時間中に啓発指導員がいなくならないようにすること。
- (5) 業務の支障となるような私物は持参しないこと。
- (6) 従事中の喫煙・飲食（ただし、水分補給は除く）・私語・私用の携帯電話やラジオ等の使用は禁止とする。

8 事業実施計画書及び報告書について

- (1) 受託者は、契約後すみやかに自転車利用適正化実施計画書（以下「実施計画書」という。）（個人名は不要、日付・時間は記載）を作成のうえ、生野区へ提出し、その承認を受けること。なお、当初の実施計画書の内容に変更が生じた場合は、生野区と調整のうえ、すみやかに実施計画書（変更）を提出すること。
実施計画書には、次の事項を記載すること。

- a.自転車利用適正化実施年月日、実施時間
- b.地域資源の循環が図れていることがわかるもの
- c.参加予定人員
- d.緊急連絡体制

- (2) 各月の業務終了後、翌月の9日までに業務日報（別紙1）、勤務実績表（別紙2）、業務実績報告書（別紙3）を生野区に提出すること。
- (3) 各月の業務終了後、業務責任者が生野区との意見交換会に出席し、終了後議事要旨（様式自由）を提出すること。
- (3) 業務日報については、必ず毎回の業務終了時に当該業務にあたった啓発指導員自身が作成すること。また、当該日報等については具体的な業務報告となるようにしなければならず、漫然とした表現、内容であってはならない。

9 問合せ・苦情などへの対応

本業務に関連する問合せ・苦情等の対応については第一次的には受託者において誠意をもって行うこと。また、その顛末について、速やかに生野区へ報告を行うこと。

10 委託料の支払方法

事業実施の実績に相応する委託料の範囲内で生野区の担当者が履行確認したうえで、受託者の請求により支払うものとする。ただし、この請求は月1回を超えることができない。

1 1 再委託等

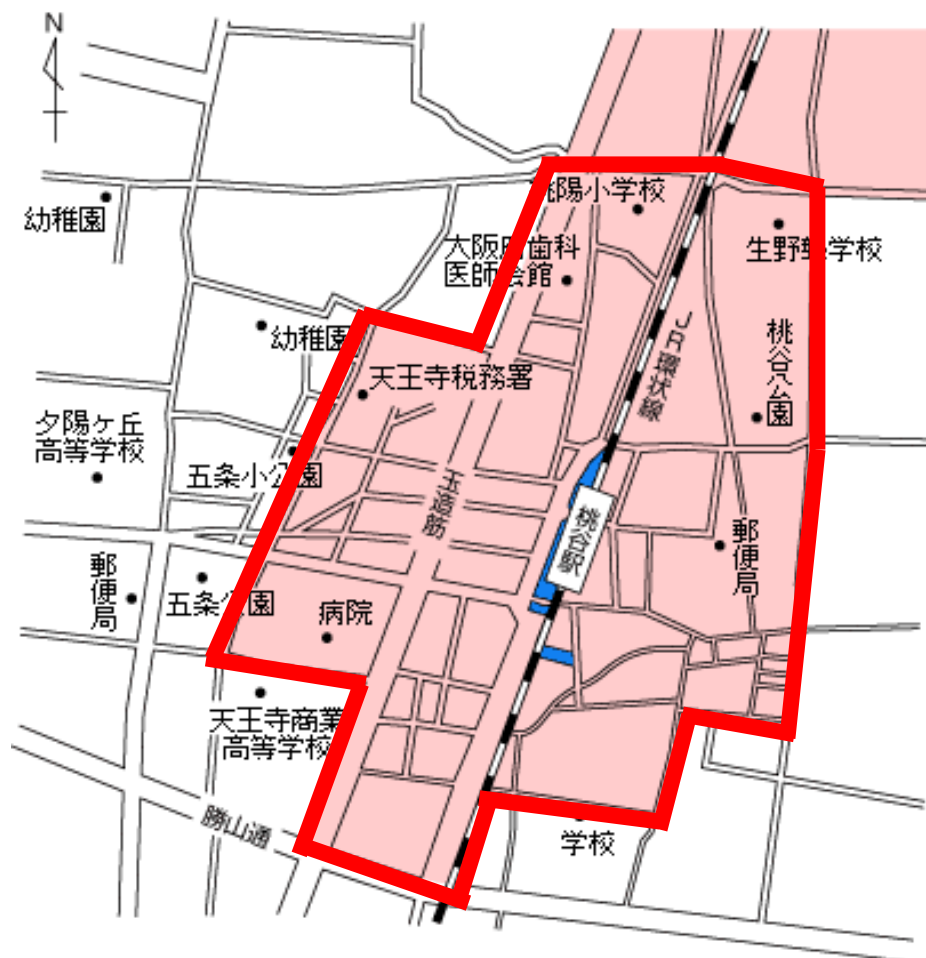
- (1) 令和6年度 JR 桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

1 2 その他

- (1) 契約後速やかに、「業務責任者通知書」（別紙4）を生野区に提出すること。なお、業務責任者に変更等があったときは、その都度提出すること。
- (2) 受託者は、啓発指導員がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、年1回以上適切な研修を実施すること。また研修終了後、研修内容について速やかに「人権問題研修実施報告書」（様式自由）を生野区に提出すること。
- (3) 受託者は、啓発指導員に対し、市民対応における適切な接遇、個人情報の適切な取扱いについての徹底を図ること。
- (4) 本事業の実施にあたっては、上記の目的に従い、生野区と十分連携を図ること。また、業務実施中に発見した異常または事故は速やかに生野区へ報告すること。
- (5) 受託者は啓発指導員に対し、啓発方法を十分に指導、教育すること。
- (6) 啓発指導員には自転車駐車場（駐輪場）の位置図等を持たせ、自転車駐車場（駐輪場）への案内を具体的に行わせること。なお、位置図については生野区から支給する。
- (7) 啓発指導員の被服等については、デザインを生野区担当者と協議のうえ作製すること。
- (8) 受託者はボランティア保険等事業実施に当たって必要な保険に必ず加入すること。
- (9) 実施にあたっては関係法令及び大阪市契約規則を遵守するものとし、変更等がある際には別途指示するので、その指示に従うこと。
- (10) 契約関係暴力団等排除措置要綱を遵守すること。
- (11) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (12) 啓発指導員について、生野区が不適格であると判断した場合は速やかに他の者と交代させること。
- (13) 本書はあくまで仕様書案であり、上記に記載するもののほか、受託予定者からの企画提案に基づき実施することとなった業務等のうち必要と認められる事項については、生野区と受託予定者の協議により仕様書に記載することとする。

(別図)

J R 桃谷駅周辺の自転車等放置禁止区域



業務日報			
日時	年 月 日 () : ~ :		
従事者氏名			
業務内容			
指導・啓発実施人数	人	啓発エフ貼付	台
定点放置自転車台数	業務終了報告	メモ	
①商店街居酒屋前	台		
②桃谷駅南口前	台		
合計	台		
		記入者	

業務日報			
日時	年 月 日 () : ~ :		
従事者氏名			
業務内容			
指導・啓発実施人数	人	啓発エフ貼付	台
定点放置自転車台数	業務終了報告	メモ	
①商店街居酒屋前	台		
②桃谷駅南口前	台		
合計	台		
		記入者	

勤務実績表(令和 年 月)

令和 年度 JR桃谷駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業

勤務時間 午前〇〇:〇〇~〇〇:〇〇、午後〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

(出勤者数)

〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	計
日							
1	日	人	人	人	人	人	人
2	月	非 活 動					
3	火	人	人	人	人	人	人
4	水	人	人	人	人	人	人
5	木	非 活 動					
6	金	人	人	人	人	人	人
7	土	人	人	人	人	人	人
8	日						
9	月						
10	火						
11	水						
12	木						
13	金						
14	土						
15	日						
16	月						
17	火						
18	水						
19	木						
20	金						
21	土						
22	日						
23	月						
24	火						
25	水						
26	木						
27	金						
28	土						
29	日						
30	月						
31	火						
		人	人	人	人	人	人

令和 年 月 日

生野区長 筋原 章博 様

受託者 住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

業務実施報告書（令和 年 月分）の提出について

標題について、「令和 年度 市民協働型自転車利用適正化事業（〇〇駅・〇〇駅）」業務の実施状況を次のとおり報告します。

契約番号	大生第 号
契約年月日	
業務名称	
実施場所	
契約期間	
実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
挙証資料	
備考	

令和 年 月 日

生野区長 筋原 章博 様

受託者 住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

業 務 責 任 者 通 知 書

次のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 事業名称：
- 2 業務責任者名：

以上